

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

ページ

○産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(税 務 課)	一
○自然保護員設置規則の一部を改正する規則	(自然保護課)	一
訓 令 甲		
○職員服務規程の一部を改正する訓令	(行政管理室)	二
告 示		
○生活保護法による施術者の指定	(社会福祉課)	三
○生活保護法による指定施術者の変更の届出	(同)	三
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	三
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	三
○県営土地改良事業計画の縦覧(二件)	(農村振興課)	五
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(同)	五
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	六
○道路の区域変更	(道 路 課)	六
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	六
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(同)	六
○都市計画事業の認可	(同)	七
○平成二十七年度における地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける競争入札に参加する者に必要な資格	(契 約 課)	七
○土地改良事業計画変更の適当の決定	(北部地方振興事務所)	八

公 告

○平成二十五年度個人情報保護条例の運用状況	(県政情報公開室)	八
○平成二十五年度情報公開条例の施行状況	(同)	九
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(契 約 課)	一一
選挙管理委員会		
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		一四

雑 報

○仙台松島道路(第Ⅵ期及び第Ⅶ期)工事の全部完了		一四
--------------------------	--	----

規 則

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成二十七年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十八号

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(平成二十六年宮城県条例第八十一号)の施行期日は、平成二十七年三月三十一日とする。

自然保護員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十九号

自然保護員設置規則の一部を改正する規則

自然保護員設置規則(昭和四十七年宮城県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣保護及び狩猟並びに」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟」に改め、「利用」の下に「並びに森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)に規定する森林の保全」を加える。

第六条第一項中「鳥獣保護及び狩猟」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟」に改め、「のための」の下に「規制の」を加え、同条第三項中「掲げる鳥獣保護及び狩猟」を「規定する鳥獣の保護及び管理並びに狩猟」に、「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二

項中「前項」を「前二項」に改め、同項に次の一号を加える。

六 森林法第百八十八条第二項に規定する立入調査
 第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 自然保護員のうち地方振興事務所長が指定する者は、前項に定める職務のほか、当該地方振興事務所長の指揮監督を受け、当該地方振興事務所長が定める担当区域における森林の保全の状況を把握し、森林の保全のための規制の措置の適正を期するため必要な指導及び監視を行うものとする。

第七条第一項中「以上」の下に「前条第二項の規定により森林の保全に関する職務に従事する自然保護員にあつては、四日以上」を加える。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定「利用」の下に「並びに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に規定する森林の保全」を加える部分を除く。、第六条第一項の改正規定（「のための」の下に「規制の」を加える部分を除く。）、及び同条第三項の改正規定（同項を同条第四項とする部分を除く。）は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

訓令 甲

○宮城県訓令甲第三号

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の五の次に次の一条を加える。

（非常勤の消防団員との兼職）

第七条の六 職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第百十号）第十条第一項の規定により報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求めるときは、非常勤の消防団員との兼職請求書（様式第五号の六）を所属長を経由して知事に提出しなければならない。

様式第五号の五の次に次の一様式を加える。

様式第五号の6（第7条の6関係）

非常勤の消防団員との兼職請求書

（宮城県知事） 殿		年	月	日
消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項の規定により、非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求めます。				
請求者	氏名	印	生年月日	年 月 日
所属	所 属	職		
現住所				
期 間	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 新規	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 継続
消防団名	所在地			
兼 職	階級名	年報酬	円	
先	出勤毎に支給される金銭（ ） 円/回			
所属長意見（職務の遂行への著しい支障の有無について記載すること。）				
（起案） （文書分類記号等） （文書番号） （起案者）	年	月	日	第 号
審査	浄書	校合	公印	發送
決裁欄	上記について別紙通知書により <input type="checkbox"/> 認める <input type="checkbox"/> 認めない こととしてよろしいか伺います。			
	（決裁）	平成	年	月 日
	（發送）	平成	年	月 日

請求書と決定通知書の様式を一括に提出すること。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十七年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
木村 和樹	接骨院いなば	多賀城市山王字北寿福寺一六十六	平成二十六年十二月二十二日
安住 清志	安住はり・きゅう院	大崎市古川南町三丁目六一三二二一	平成二十六年十二月二十四日
大崎 常喜	爽秋会仙台鍼灸院	名取市高館吉田字乗馬四五一一	平成二十七年一月二十日

○宮城県告示第三百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十七年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
佐藤 武志	ささい整骨院	登米市豊里町横町百五	平成二十六年十二月二十二日
変更前		登米市豊里町下屋浦三百六一二	
変更後			

○宮城県告示第三百一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十七年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五二六三〇〇三一	And You TR 宮城県利府町花園一丁目一F	放課後等デイサービス	株式会社ぶれじゐる	平成二十七年四月一日

○宮城県告示第三百二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一一二〇〇三二一	登米市社協南方福祉作業所あやめ園 登米市南方町山成百八十八番地三	生活介護	登米市社会福祉協議会	平成二十七年四月一日

○宮城県告示第三百三号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要
別表のとおり

二 認可年月日

平成二十七年三月二十四日

別表

26-0288	高橋 功利	栗原市若柳字川南子々松一〇番地	栗原市若柳字川南葉ノ木三七番ほか四筆
26-0287	菅原 悌一	栗原市栗駒字松倉志戸ヶ淵三一番地	栗原市栗駒字松倉阿弥陀堂三四番三ほか一〇筆
26-0286	菅原 雅幸	栗原市栗駒字猿飛来小花作一四番地	栗原市栗駒字猿飛来佃沢一六番二ほか七筆
26-0285	株式会社吉尾ファーム	栗原市栗駒字八幡沖西五八番地	栗原市栗駒字稲屋敷牡丹一九八番一ほか五筆
26-0284	菅原 悌一	栗原市栗駒字松倉志戸ヶ淵三一番地	栗原市栗駒字松倉若木四六番ほか二筆
26-0283	吉田 優俊	栗原市栗駒字芋塚倉沢七〇番地	栗原市栗駒字芋塚新倉沢四七番ほか二筆
26-0282	浅野 義悦	栗原市栗駒字栗原二枚橋七六番地一	栗原市栗駒字菱沼若宮前一〇番一ほか一三筆
26-0281	三浦 勇市	栗原市花山字草木沢打越四七番地	栗原市花山字草木沢窪田四六番ほか五二筆
26-0280	阿部 慎路	栗原市金成小迫花館二九番地	栗原市金成字津久毛岩崎沢三〇番ほか一九筆
26-0279	宮崎 康信	加美郡色麻町四竈字道命七九番地	加美郡色麻町四竈字新穴堰九九番ほか八筆
26-0278	農事組合法人下高城ふぁあむ	加美郡色麻町高城字伊勢堂九番地	加美郡色麻町高城字新伊勢堂一三番ほか一七筆
26-0277	村上 良喜	加美郡色麻町小栗山字五輪三九番地	加美郡色麻町小栗山字下女石東一二番ほか一四筆
26-0276	大久保栄志	登米市南方町後高石八四番地	登米市南方町字茶臼森七二番一ほか一筆
26-0275	佐藤 稔	登米市南方町雷五一一番地	登米市南方町字峯前四七六番
26-0274	佐藤 稔	登米市南方町雷五一一番地	登米市南方町字雷五五九番
26-0273	高橋 清範	登米市南方町西山成五五番地	登米市南方町字新高石前二二〇番ほか二筆
26-0272	三品 典俊	角田市鳩原字上四二番地	角田市鳩原字川前一八番一ほか二筆
26-0271	三品 典俊	角田市鳩原字上四二番地	角田市鳩原字鳩原上一五番ほか三筆
26-0289	多田 仁一	栗原市金成宮前四四番地	栗原市金成字千谷沢六九番一ほか五筆
26-0290	農事組合法人羽山の里佐野	伊具郡丸森町大内字佐野西上九七番地三	伊具郡丸森町大内字佐野西上一二四番二ほか一二六筆
26-0291	小野 良則	伊具郡丸森町測ノ上二五番地	伊具郡丸森町館矢間館山字直州一〇九番一ほか六筆
26-0292	亀山 祐治	東松島市西福田字舞台塚四四番地	遠田郡美里町二郷字沖新堀四五番一ほか三筆
26-0293	農事組合法人涌谷東	遠田郡涌谷町小塚字追戸沢二一二番地三	遠田郡美里町和多田沼字荒田二二番
26-0294	黒須 寿則	石巻市蛇田字下谷地二六番地	石巻市蛇田字道上七九番
26-0295	太田 俊治	石巻市蛇田字南経塚一七番地	石巻市蛇田字道上一一五番ほか一筆
26-0296	黒須 敏夫	石巻市蛇田字下谷地三二番地	石巻市蛇田字深田三五番
26-0297	三浦喜一郎	石巻市真野字内原九七番地	石巻市真野字新白鳥一四番
26-0298	農事組合法人農事組合生産組合	岩沼市寺島字浜里七一一番地	岩沼市寺島字蒲崎七〇番ほか一一筆
26-0299	有限会社やさい工房八巻	岩沼市早股字小林三八八番地	岩沼市早股字板橋二四五番一ほか八筆
26-0300	農事組合法人林ライス	岩沼市押分字北土手八一一番地	岩沼市押分字新大同三五番ほか八筆
26-0301	株式会社めぐいーと	東松島市矢本字大溜二二九番地三	東松島市矢本字新沼一四七番ほか二五筆
26-0302	株式会社めぐいーと	東松島市矢本字大溜二二九番地三	東松島市矢本字五反田五〇番一ほか三筆
26-0303	浅野 勝則	東松島市小松字池の内七五番地	東松島市小松字里前二二〇番ほか一一筆
26-0304	株式会社ばるファーム大曲	東松島市大曲字上納一〇二番地	東松島市小松字下浮足三番ほか一〇筆
26-0305	株式会社ばるファーム大曲	東松島市大曲字上納一〇二番地	東松島市大曲字上七丁六六番ほか三八筆
26-0306	有限会社アゲリードなるせ	東松島市野蒜字神吉五番地一	東松島市野蒜字山崎一〇三番ほか五筆
26-0307	有限会社アゲリードなるせ	東松島市野蒜字神吉五番地一	東松島市野蒜字待井田五五番一ほか五筆
26-0308	内海 徳洋	東松島市新田字新田前二〇番地	東松島市新田字山田五番ほか二筆

26-0309	内海 徳洋	東松島市新田字新田前二〇番地	東松島市小野字中の関二七番ほか一筆
26-0310	内海 徳洋	東松島市新田字新田前二〇番地	東松島市新田字山田九番一
26-0311	株式会社社高橋農産	東松島市川下字宿浦七〇番地	東松島市上下堤字南二一番ほか六筆
26-0312	株式会社社原ケスリーンサービ	加美郡加美町字原海清水一八番地	加美郡加美町字原八幡堂西一番七八番一ほか三〇筆
26-0313	天野 一明	加美郡加美町字原八幡堂一番地	加美郡加美町字松田六九番ほか九筆
26-0314	板垣 清夫	加美郡加美町小泉字町屋敷五三番地	加美郡加美町小泉字東二番一四番ほか二筆
26-0315	今野 秋夫	加美郡加美町宮崎字新町一番三三番地三	加美郡加美町宮崎字麓八番一番ほか一三筆
26-0316	菊地 孝志	名取市杉ヶ袋字尻田村一〇一	名取市下増田字南原三六八番ほか一三筆
26-0317	株式会社社美田園ファーム	名取市杉ヶ袋字前沖一七五番地	名取市下増田字北原西一九一番ほか二一筆
26-0318	農事組合法人テクノファーム牛野	名取市牛野字内海二五二番地	名取市牛野字松浦四六番ほか一八筆
26-0319	若生あや子	名取市下増田字鶴巻前四四番地	名取市下増田字北原西六六番九ほか三二筆
26-0320	若生あや子	名取市下増田字鶴巻前四四番地	名取市大曲字古館一一五番ほか三一筆

○宮城県告示第三百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営井内地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年三月二十四日から平成二十七年四月二十一日まで

三 縦覧場所

石巻市役所

○宮城県告示第三百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営奥松島地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年三月二十四日から平成二十七年四月二十一日まで

三 縦覧場所

東松島市役所及び東松島市役所鳴瀬庁舎

○宮城県告示第三百六号

県営洲崎地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地防災事業））変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知った

日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年三月二十四日から平成二十七年四月二十一日まで

三 縦覧場所

東松島市役所及び東松島市役所鳴瀬庁舎

○宮城県告示第三百七号

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十七年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市渡波字長浜五八の二三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 小牛田松島線
三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
宮城県松島町高城字石田沢一四番五地先から 同郡同町松島字石田沢無番地先まで		前	敷地の幅員 (メートル)
後	九・五 三九・七	後	敷地の延長 (メートル)
			一、七九六・二

○宮城県告示第三百九号

岩沼市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 岩沼市西原地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百十号

岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画緑地

2 名称 五号 千年希望の丘長谷釜緑地

六号 千年希望の丘蒲崎緑地

七号 千年希望の丘新浜緑地

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画緑地事業

2 名称

七号 防災緑地一号

三 事業施行期間

平成二十七年三月二十四日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

宮城県石巻市川口町一丁目、川口町二丁目、湊町三丁目地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の五第一項の規定により、平成二十七年に宮城県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を次のとおり定めた。

なお、資格要件を満たす者で特定調達契約に係る一般競争入札に参加しようとする者は、次の二から八までに定めるところにより申請し、九に定めるところにより承認されなければならない。

平成二十七年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 資格要件

1 及び2のいずれにも該当する者であること。

1 次の(一)から(三)までのいずれにも該当する者でないこと。

(一) 施行令第六十七條の四の規定に該当する者

(二) 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格審査申請書（添付書類を含む。）中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(三) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていない者及び同法第二十七條の二十三第二項に規定する経営事項審査を受けていない者

2 参加を希望する建設工事（建設業法第二条第一項に規定するものをいう。）の種類に応じた経営事項審査による、同法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値が、次の表の基準を満たす者

調達をする建設工事の種類	基 準
土木一式工事	八五〇点以上
建築一式工事	九〇〇点以上

二 申請に必要な書類

1 建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書

2 添付書類

審査基準日が建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書の提出日前一年七月以内のものうち、直近の総合評定値通知書の写し

三 申請書類の作成に用いる言語

日本語とする。

四 受付期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

五 受付時間

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後五時まで

六 申請用紙（宮城県指定様式）の配布期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで（休日を除く。）

七 申請用紙の配布及び申請書類の提出場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課管理班

八 申請の方法

提出場所に申請書類を持参すること。

九 資格承認

資格審査の結果、一の資格要件を満たすと認められる者に係る入札への参加資格を承認し、建設

工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格承認者名簿に登載する。

十 審査結果の通知

当該申請者に郵送で通知する。

十一 資格承認の有効期間

資格承認日から平成二十八年三月三十一日まで

十二 資格の更新手続

平成二十八年三月三十一日までに資格申請の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書

類を提出すること。

十三 申請に関する問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課管理班(電話〇二二-二二二-三三三三)

〇宮城県告示第三百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一

項の規定により審査した結果、鬼首土地改良区が行う土地改良事業(維持管理事業)計画の変更を適

当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌

日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この決定があつた

ことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対

する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年三月二十四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業(維持管理事業)変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年三月二十四日から平成二十七年四月二十一日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

公 告

〇個人情報保護条例(平成八年宮城県条例第二十七号。以下「条例」という。)第六十二条の規定により、平成二十五年度における条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成二十七年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 個人情報取扱事務の登録件数 1,206件

2 個人情報の開示請求の件数及び処理状況

条例第16条第1項の規定による開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

受付件数	処 理 状 況						
	開 示	部 分 開 示	非開示	存在 拒否	文 書 不 存 在	その他	処理中
382	82	245	5	2	27	21	0

(注)「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

3 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況

実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

区 分	件 数	処 理 状 況					
		開 示	部 分 開 示	非開示	存在 拒否	文 書 不 存 在	その他
実施機関名							
知 事	67	8	33	5	0	19	2
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	128	46	74	0	0	0	8
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会	1	1	0	0	0	0	0

公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	178	19	138	0	2	8	11			
監査委員	0	0	0	0	0	0	0			
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0			
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0			
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0			
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0			
県立病院機構	0	0	0	0	0	0	0			
こども病院	0	0	0	0	0	0	0			
宮城大学	8	8	0	0	0	0	0			
合計	382	82	245	5	2	27	21			

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

4 開示請求の決定に対する不服申立ての状況

条例第21条第1項の規定による開示決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条又は第6条の規定に基づき不服申立てが*あったものは、次のとおりである。

(1) 件数及び処理状況

	前年度からの継続分	今年度の不服申立て	計	処 理 状 況					
				却下	棄却	一認	部認	取下げ	審理中
異議申立て	7	15	22	0	2	1	0	1	18
審査請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0

計	7	15	22	0	2	1	0	1	18
---	---	----	----	---	---	---	---	---	----

(2) 件名及び処理状況

イ 宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 名	処理状況
平成23年 2月14日	平成〇年〇月〇日付け事実確認音声記録（被害者）及び平成〇年〇月〇日付け追加事実確認音声記録（被害者）に記録されている個人情報開示決定に対する異議申立て	棄却
平成23年 6月 6日	第三者の提出した始末書に記載された個人情報開示決定に対する異議申立て	審理中
平成24年 1月26日	請求者の措置入院関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審理中
平成24年 3月12日	請求者に対する懲戒請求書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	棄却
平成24年 6月11日	公共職業訓練入學選考面接票に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	一部認容
平成24年12月19日	教職員の事故報告書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審理中
平成25年 2月22日	教職員の事故関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審理中
平成25年 7月27日	児童相談所における請求者の記録が記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審理中

ロ 審査会に諮問されなかったもの（取り下げられたものを除く。） 13件

- 5 口頭による開示請求の件数 49,223件
- 6 訂正請求の件数及びその処理状況 0件
- 7 訂正請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 0件
- 8 実施機関が取り扱う個人情報に関する苦情の申出の件数及びその処理状況 0件
- 9 事業者が取り扱う個人情報に関する苦情の相談の件数及びその処理状況 0件

○情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。）第三十七条の規定により、平成二十五年における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

平成二十七年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 行政文書の開示請求の件数及び処理状況

条例第4条の規定による行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）の件数及び処理状況は、次のとおりである。

受付件数	処 理 状 況					
	開 示	部 分 開 示	非開示	存 応 答 拒 否	文 書 不 存 在	そ の 他
1406	901	269	3	7	71	155
						処 理 中
						0

（注）「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

2 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況

実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

実施機関名	件 数	処 理 状 況					
		開 示	部 分 開 示	非開示	存 応 答 拒 否	文 書 不 存 在	そ の 他
知 事	1,194	802	209	2	5	38	138
公 営 企 業 管 理 者	3	1	1	0	0	0	1
教 育 委 員 会	77	14	31	1	1	21	9
選 挙 管 理 委 員 会	14	6	4	0	0	0	4
人 事 委 員 会	2	1	0	0	0	1	0
監 査 委 員 会	1	0	1	0	0	0	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	98	65	19	0	1	10	3
労 働 委 員 会	1	1	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0

海 区 漁 業 調 整 委 員 会	4	4	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
住 宅 供 給 公 社	1	1	0	0	0	0	0
道 路 公 社	0	0	0	0	0	0	0
土 地 開 発 公 社	0	0	0	0	0	0	0
県 立 病 院 機 構	2	0	2	0	0	0	0
こ ど も 病 院	3	0	2	0	0	1	0
宮 城 大 学	6	6	0	0	0	0	0
合 計	1,406	901	269	3	7	71	155

（注）「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

3 不服申立ての状況

条例第6条第1項の規定による開示決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条又は第6条の規定に基づき不服申立てがであったものは、次のとおりである。

（1） 件数及び処理状況

前年度からの継続分	今年度の不服申立て	計	処 理 状 況					
			決 定 (裁 決)	取 下 げ				
			却 下	棄 却	一 部 認 容	認 容	取 下 げ	審 理 中
異 議 申 立 て	4	9	0	1	0	0	0	12
審 査 求	0	0	0	0	0	0	0	0
計	4	9	0	1	0	0	0	12

（2） 件名及び処理状況

イ 宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 名	処理状況
平成24年10月23日	用地交渉記録関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成24年11月30日	災害廃棄物処理関係文書に係る行政文書不存決定に対する異議申立て	棄 却
平成25年 1月10日	交通安全施設整備事業事故報告等関係文書に係る行政文書不存決定に対する異議申立て	審 理 中
平成25年 3月17日	医籍登録抹消申請関係文書に係る行政文書の存否を明らかにしない決定に対する異議申立て	審 理 中
平成25年 7月 8日	交通安全施設整備事業調整内容関係文書に係る行政文書不存決定に対する異議申立て	審 理 中
平成25年 8月29日	産業廃棄物処分実績報告関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て（5件）	審 理 中
平成25年10月29日	東日本大震災学校等対応調査関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成25年10月29日	東日本大震災事故報告関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中

ロ 審査会に諮問されなかったもの（取り下げられたものを除く。） 1件

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

- 1 工事番号 平成二十七年県債三一一地震災一四三一一〇〇一号
- 2 工事名 七北田川河川災害復旧工事（その六）
- 3 施工場所 二級河川七北田川水系七北田川 仙台市宮城野区蒲生地内
- 4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成三十年三月二十三日まで
- 5 工事概要 復旧延長 一、五四二・八メートル

- 築堤盛土工 九三、二〇〇立方メートル
- 天端コンクリート工 一、五〇七メートル
- 法覆護岸工 四五、五〇三平方メートル
- 矢板工（一〇H L＝三、〇メートル、八、五メートル） 三、三三五枚

矢板工（二五H L＝一〇、〇メートル） 八〇枚

県道復旧工 一、五五〇、一メートル
大型水路工 五八五メートル

- 6 予定価格 三、六二五、八一八、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く）
 - 7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式（施工体制事前提出方式）・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）
 - 8 落札方式 総合評価落札方式（標準型（施工計画型））
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
- 1 共同企業体の結成方法
 - (一) 構成員の数は、三者であること。
 - (二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者、2の(一)及び(三)の資格を満たす二者の組合せであること。
 - (三) 結成は、自主結成であること。
 - (四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。
 - (五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。
- 2 共同企業体の構成員の資格
- (一) 共同企業体におけるすべての構成員
 - (1) 平成二十七年宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格（土木一式工事）（以下「特定調達参加資格」という。）を有すること。
 - (2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (3) 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。
 - (4) 開札日において、銀行取引停止となつた者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。
 - (5) 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一

項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

(6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(7) 本入札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となっていないこと。

(8) 経常建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

(二) 共同企業体における代表者

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が千二百点以上であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 開札日において、土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。

(三) 共同企業体における代表者以外の構成員

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が九百五十点以上の一者及び八百五十点以上の一者であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 開札日において、土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。

三 入札手続等

1 担当課及び担当班

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号(宮城県行政庁舎二階)

宮城県出納局契約課工事契約班 ○二二一三一三三三六

2 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 1と同じ

(二) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書類の交付期間及び時間

平成二十七年三月二十四日(火) から平成二十七年四月三日(金) まで(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日及び平成二十七年四月二十九日から平成二十七年五月五日まで(以下「休日等」という。)を除く。) 午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

1 において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

3 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書(案)を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができ。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十七年三月二十四日(火) から平成二十七年五月十一日(月) まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

平成二十七年五月十二日(火)午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。

なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 1と同じ

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十七年五月十三日(水)午前十時

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室(宮城県行政庁舎二階)

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(三の2により配布する様式による。)を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

平成二十七年三月二十四日(火)から平成二十七年四月三日(金)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 提出場所

三の1と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることが出来る。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 この契約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第十八号)第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

雑 報

○宮城県道路公社理事長から、次のとおり公報登載の依頼があった。
平成二十七年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十二條第二項の規定により、仙台松島道路（第Ⅵ期及び第Ⅶ期）工事の全部の完了について、次のとおり公告する。

平成二十七年三月二十四日

宮城県道路公社

理事長 伊 藤 和 彦

- 一 路線名 一般国道四十五号・県道仙台松島線
- 二 工事の区間 宮城県利府町春日から東松島市川下まで
- 三 工事の種類 改築
- 四 工事の全部完了年月日 平成二十七年三月二十五日

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター（宮城県行政庁舎地下一階）において閲覧できる。

6 詳細は入札説明書による。
十二 概要

Summary

- 1 Services Required : Restoration work on Nanakitagawa River-Stage 6
- 2 Application Deadline for Participation in Bidding : April 3, 2015, 5 : 00 pm.
- 3 Deadline for Bids : May 12, 2015, 5 : 00 pm.
- 4 Contact Information : Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570
Japan Tel: 022-211-3336

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十三号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

大崎市岩出山高齢者コミュニティセンター、大崎市岩出山高齢者創作館、大崎市川渡保健センター、大崎市田尻勤労青少年ホーム、大崎市田尻働く婦人の家の項を削り、大崎市田尻農村環境改善センターの項の次に次のように加える。

大崎市田尻北小塩集落センター

同 市田尻北小塩字蓬田南三番地四

大崎市田尻木戸農村総合管理施設

同 市田尻沼部字木戸一七番地二